

甲府市建設工事請負に係る予定価格の事前公表試行要綱

平成13年6月20日

財 第 1 号

(目的)

第1 この要綱は、本市の契約事務の透明性を高め、公正かつ適正な執行の推進を図るため、本市が発注する建設工事の予定価格を入札前に公表すること（以下「事前公表」という。）の試行的な実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2 事前公表の対象は、市長が指定する一般競争入札及び指名競争入札に係る建設請負工事とする。

(公表の内容)

第3 事前公表の内容は、事前公表しようとする予定価格（税込み）を明示することにより行うものとする。

(公表の時期)

第4 事前公表の時期は、一般競争入札に付した場合には入札の公告時に、指名競争入札に付した場合には指名通知時に公表するものとする。

(公表の方法)

第5 事前公表の方法は、一般競争入札の場合は入札公告への記載、指名競争入札の場合は指名通知書に記載することにより行うものとする。

(入札の手続)

第6 事前公表の入札の手続きは、甲府市契約規則に定めるもののほか、次の掲げるとおりとする。

- (1) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。
- (2) 入札参加者は、入札時に入札額の根拠となった積算内訳書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月20日から施行し、同日以後に告示する一般競争入札又は同日以後に通知する指名競争入札に係る入札から適用する。